

# 事業者を相手方とする受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

前掲のご旅行条件書（企画書面）及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります  
（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面）  
（旅行業法第12条の5による契約書面）

## 1. 受注型企画旅行契約

この旅行は、株式会社トヨタワールドインターナショナル（以下「当社」といいます。）が企画して実施するものであり、この旅行に参加される旅行者は、当社と事業者が締結した「事業者を相手方とする受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）」に基づき旅行サービスの提供を受けることになります。この取引条件説明書面（共通事項）は、旅行業法第12条の4に基づき事業者に交付する取引条件説明書面の一部であり、記載された内容で旅行契約が成立した場合は、同法第12条の5及び当社の旅行業約款の「事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部」第9条第1項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。事業者が締結しようとする旅行契約の内容は、この取引条件説明書面（共通事項）、別紙「取引条件説明書面（個別事項）」及び「日程表」に記載したところによります。

## 2. 契約の申込み

- (1) 当社が事業者に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとする事業者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 当社と通信契約を締結しようとする事業者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- (3) 事業者は、当社が別に定める日までに、旅行者の人数、氏名、連絡先、旅券番号その他の旅行サービスを提供するために必要となる情報として当社が求める情報を提供しなければなりません。また、特別な配慮を必要とする旅行者がいる場合、速やかに申し出てください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- (4) 事業者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 旅行者の中に健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、上記(3)の期日までのできるだけ早い機会にその旨及び旅行中に必要とされる措置の内容をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。当社は可能な範囲内でこれに応じます。これに際して、旅行者の状態及び必要とされる措置の内容について旅行者にお伺いし、又は書面ですれらをお申し出いただくことがあります。なお、運送・宿泊機関等が旅行者からお申し出いただいた措置を講じることができると当社で確認できない場合は、渡航先国へ入国できるかどうか不安がある場合には、当社は当該旅行者の旅行参加に係る契約を解除させていただくことがあります。また、事業者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は事業者の負担とします。

## 3. 契約締結の拒否

- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、事業者がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2) 事業者（代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）又は旅行者が次のいずれかに該当したとき。
  - ① 事業者又は旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
  - ② 事業者又は旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ③ 事業者又は旅行者が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - ④ 事業者又は旅行者が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (3) 当社の業務上の都合があるとき。

## 4. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする事業者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。
- (2) (1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
- (3) 当社が事業者に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとする事業者は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みください。
- (4) 事業者との受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
- (5) 当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の申込みを受けることがあります。この場合受注型企画旅行契約は、当該書面を交付した時に成立するものとします。
- (6) 申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます）、取消料、違約料の一部として取り扱います。
- (7) 事業者は、当社が定める日までに、旅行者の名簿を当社に提出しなければなりません。当社は、事業者が旅行者に対して負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

## 5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約成立後速やかに事業者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項契約書面に記載するところによります。

## 6. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面（最終日程表）を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望する事業者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7. 情報通信の技術を利用する方法

当社は、あらかじめ事業者の承諾を得た場合には、企画書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供することがあります。この場合、当該事項が記録されたことを確認した時に書面交付がなされたものとみなします。

## 8. 旅行代金の支払時期と変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。なお、燃油サーチャージの精算およびこれに伴う契約解除については、第31項(7)の定めに従うものとします。
- (2) 前(1)に定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に事業者はその旨を通知いたします。
- (3) 前(1)に定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、第11項に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この場合、変更前の旅行代金と変更後の旅行代金との差額は当社と事業者との間で精算するものとします。

## 9. 旅行代金に含まれるもの

企画書面に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金、添乗サービス料金として明示したものの、団体行動中の心付、空港施設使用料・現地空港税・港湾諸税・燃油サーチャージ等のうち「旅行代金を含む」と企画書面に明示したものの、消費税等諸税を含みます。なお、国内・海外で含有項目が異なる場合は企画書面の記載を優先します。

## 10. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載されたもののほかは旅行代金に含まれません。例として、自宅から集合・解散地点までの交通費、超過手荷物料金、クリーニング・電話・飲食等の個人的性質の費用、任意の旅行傷害保険料、旅券印紙代・査証取得費用・予防接種費用、空港施設使用料・現地空港税・燃油サーチャージ等のうち「別途必要」と企画書面に明示したものの、傷病時の医療費及び移送費、自由行動中の費用等があります。

## 11. 契約内容の変更について

- (1) 事業者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り事業者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、事業者にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 12. 事業者の解除権（旅行開始前）

- (1)事業者は、いつでも「企画書面」記載の取消料を当社に支払って旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- (2)当社の責任とならない各種ローンの取扱以上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。
- (3)事業者は、次に掲げる場合においては、前(1)の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
  - ②第8項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき（第31項(7)に定める燃油サーチャージ等の増額による場合を除きます）
  - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ④当社が事業者に対し、第6項(1)に記載の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
  - ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4)契約の解除の申出は、旅行開始日を除き、取扱支店の営業日、営業時間内に取扱支店にお申し出ください。旅行開始日当日の解除の申出は、取扱支店の休業日の場合、旅行の集合時刻が取扱支店の営業時間外である場合には、確定書面（最終日程表）に記載の電話番号にご連絡ください。

## 13. 事業者の解除権（旅行開始後）

- (1)事業者は旅行開始後において、事業者又は旅行者の責に帰すべき事由によらず「契約書面」に記載した旅行サービスを旅行者が受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第12項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- (2)前(1)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものを事業者に払い戻します。

## 14. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1)当社は、次に掲げる場合において、事業者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
  - ①旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - ②旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - ③事業者又は旅行者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ④スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
  - ⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ⑥事業者（代表者、役員又は実質的に経営を支配する方を含む。下の⑦及び⑧において同じ。）又は旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ⑦事業者又は旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ⑧事業者又は旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (2)事業者が「企画書面」に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において事業者が旅行契約を解除したものとします。この場合において、事業者は、当社に対し、「企画書面」に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

## 15. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、事業者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
  - ①旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
  - ②旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
  - ④事業者（代表者、役員又は実質的に経営を支配する方を含む。下の⑤及び⑥において同じ。）又は旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ⑤事業者又は旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ⑥事業者又は旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (2)当社が前(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と事業者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3)前(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを事業者に払い戻します。
- (4)前(1)の①又は③の規定によって旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除したときは、事業者又は旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、事業者の負担とします。

## 16. 旅行代金の払戻し

当社は、第8項(3)又は(4)の規定により旅行代金が減額された場合又は第12項、第13項、第14項又は第15項の規定により旅行契約が解除された場合において、事業者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては「契約書面」に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に事業者に対し当該金額を払い戻します。

## 17. 旅行者の変更・契約上の地位の譲渡

- (1)事業者は、当社の承諾を得て、旅行者を変更することができます。この場合、当社所定の交替手数料を申し受けます。既に航空券その他の乗車券類・宿泊券類を発行している場合は、再発券・再手配に要する実費その他運送・宿泊機関等が定める費用を別途申し受けることがあります。運送・宿泊機関等の都合により交替をお受けできない場合があります。
- (2)事業者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合においても、当該第三者が個人であっても、引き続き事業者向けの約款が適用されます。

## 18. 旅程管理と添乗員等

- (1)当社は次に掲げる業務を行い、旅行者の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、事業者と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
  - ①旅行者が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
  - ②①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2)当社は、旅行中の旅行者が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用は事業者の負担とし、事業者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。
- (3)(1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます。）が行います。
- (4)添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員又は手配代行者等を含みます。）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。
- (5)添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- (6)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 19. 当社の責任

- (1)当社は当社又は手配代行者が故意又は過失により事業者又は旅行者に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)事業者又は旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 20. 特別補償

(1)当社は、当社が実施する受注型企画旅行に参加する旅行者が、その受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。通院見舞金、入院見舞金、死亡補償金の額は次表の通りです。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

	国内旅行	海外旅行
通院見舞金	通院日数により1万円～5万円	通院日数により2万円～10万円
入院見舞金	入院日数により2万円～20万円	入院日数により4万円～40万円
死亡補償金	1500万円	2500万円

(2) 旅行者が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、旅行者の故意、旅行者の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日に旅行者が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

(4) (1)の傷害・損害については、第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（又は全部）に充当します。

(5) 当社が(1)による補償金支払義務と第19項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 21. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部）の規定により事業者に対し、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は 観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

## 22. 事業者及び旅行者の責任

(1) 事業者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該事業者は損害を賠償しなければなりません。

(2) 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は事業者に対し当該損害の賠償を請求することができます。

(3) 事業者は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(4) 旅行者は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 23. 旅券・査証・渡航手続

旅行者が現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうか、査証・再入国許可・電子渡航認証その他の渡航書類が必要かどうかの確認及び取得は、事業者及び旅行者の責任で行っていただきます。当社がこれらの取得手続を別途契約により代行する場合がありますが、取得の確実性を保証するものではありません。旅券名義の相違、査証不備、入国拒否その他旅行者の責に帰すべき事由により旅行に参加できない場合の取消しは、事業者都合による解除として取り扱います。

## 24. 保健衛生

渡航先又は旅行先の衛生状況、感染症情報、検疫条件、予防接種の要否等については、厚生労働省検疫所、外務省、現地官公署その他関係機関が公表する最新情報を事業者及び旅行者ご自身でもご確認ください。健康診断書、英文診断書、ワクチン接種証明書等の提出が必要となる場合があり、これらの取得費用は原則として事業者負担となります。

## 25. 海外危険情報・安全確保

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班） 03-5501-8162

## 26. 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて

レベル1：「十分注意してください。」

1通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。

2契約成立後に取消された場合には、企画書面に記載の取消料をお支払いいただけます。

レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

1原則催行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応は2以下です。

2当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。

3事業者が契約を解除する場合は、企画書面に記載の取消料をお支払いいただけます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（第21項の表の左欄に掲げるもの）が生じた場合は、取消料をいたしません。

4渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」催行を中止いたします。

レベル4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」催行を中止いたします。

## 27. お買い物案内

旅行者の便宜を図るため、観光中・送迎中に土産物店等へご案内することがありますが、商品の購入は旅行者ご自身の判断と責任で行っていただきます。当社は商品の交換・返品・免税払戻し等について法令又は当社の故意・過失による場合を除き責任を負いません。免税払戻しがある場合は、レシートの保管及び空港・港・店舗での手続を旅行者ご自身で行ってください。ワシントン条約その他諸法令により持込みが禁止されている物品がありますので十分ご注意ください。

## 28. 事故等のお申出

旅行中に事故、病気、盗難その他の事由が生じた場合は、旅行者から直ちに確定書面でお知らせする連絡先へご連絡ください。やむを得ず通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第速やかにご連絡ください。また事業者にも速やかにご連絡ください。

## 29. 旅行傷害保険の加入について

旅行者の病気・けが・事故に備え、事業者の責任において旅行者に十分な補償内容の旅行傷害保険に加入させることを強くおすすめします。海外旅行では治療費・救護者費用・賠償責任補償・携行品補償、国内旅行では傷害補償・賠償責任補償等の付保をご検討ください。保険商品の取扱いがある場合は別途ご案内します。

## 30. 個人情報の取扱い

当社は、申込書等に記載された個人情報を、事業者及び旅行者との連絡、旅行サービスの手配及び受領のための手続、保険手続、事故時の対応、アンケート、統計資料の作成、当社及び提携先の商品・サービス・キャンペーンのご案内等に利用します。運送・宿泊機関、保険会社、土産物店、現地手配会社その他必要な提供先に対し、氏名、住所、電話番号、旅券番号、搭乗便名その他必要な範囲の個人データを電子的方法等により提供することがあります。提供停止を希望される場合は、出発前までに事業者からお申し出ください。共同利用その他の取扱いは当社プライバシーポリシーに従います。

## 31. その他

(1)旅行者が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、旅行者のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、旅行者の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、事業者にご負担していただきます。

(2)旅行者の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際しては旅行者の責任で購入していただきます。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、出発（集合）してから、帰着（解散）するまでとなります。

(5)旅行中に事故などが生じた場合は、旅行者から直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

(6)旅行者が病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、事業者の責任において旅行者に十分な額の旅行傷害保険に加入させることをお勧めします。

(7) 燃油サーチャージは旅行代金とは別にお支払いいただけます。運賃改定により増減が生じた場合は差額を精算し、増額を理由とした契約解除についても規定の取消料を申し受けず。

### 32. 約款準拠・基準日

本旅行取引条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款（事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部）及び法令に定めるところによります。運賃・料金その他の旅行条件の基準日は、別途企画書面に明示しない限り、企画書面作成日現在の有効な公示運賃・料金・適用条件によります。

### 33. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結した事業者は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結した事業者は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。